

○鎌倉市生活環境整備審議会条例

昭和 39 年 6 月 11 日

条例第 29 号

鎌倉市生活環境整備審議会条例をここに公布する。

鎌倉市生活環境整備審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市における生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に必要な改善を加えるため、市長の諮問に応じ重要事項を調査、審議する生活環境整備審議会の設置及び組織等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問機関として鎌倉市生活環境整備審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 廃棄物の処理事業について
- (2) 一般廃棄物処理施設について

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、審議会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 5 条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(部会の設置及び構成)

第 8 条 必要に応じ、審議会に部会を設けその所掌事項を分担させることができる。

2 部会は、委員の互選による部会長及び所属の委員をもつて構成する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、部会長が会長にはかつて招集し、会議の結果は、会長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 鎌倉市尿尿、塵芥処理審議委員会条例(昭和32年条例第25号)は、廃止する。

付 則(昭和42年4月1日条例9)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

付 則(昭和46年3月31日条例25)抄

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和46年4月規則第4号により同年5月1日から施行)

付 則(昭和47年3月31日条例27)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年12月19日条例15)抄

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和49年4月規則第6号により同年4月20日から施行)

付 則(平成4年12月19日条例8)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月26日条例25)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者(市職員を除く。)の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

付 則(平成24年9月27日条例12)

この条例は、公布の日から施行する。